明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○公職選挙法の一部を改正する法律（八）　三
〔政　令〕
○児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（三四）　三
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行期日を定める政令（三五）　四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う内閣府関係政令の整備に関する政令（三六）　七
○金融商品取引法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三七）　七
○金融商品取引法施行令等の一部を改正する政令（三八）　七
○電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（三九）　一〇
○電気通信事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四〇）　一〇
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府五）　一二

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法の一部を改正する法律（法律第八号）

（総務省）

1　その市町村の区域内から住所を移した一定の者に係る選挙人名簿の登録及び表示

㈠　一定の者に係る選挙人名簿の登録

選挙人名簿の登録は、この法律による改正前の公職選挙法上登録されることとなる者のほか、市町村の区域内から住所を移した年齢満一八年以上の日本国民のうち、その者に係る登録市町村等の住民票が作成された日から引き続き三箇月以上登録市町村等の住民基本台帳に記録されていた者であって、登録市町村等の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過しないものについても行うこととした。（第二一条第二項関係）

㈡　㈠の者に係る選挙人名簿の表示

市町村の選挙管理委員会は、㈠に規定する者を選挙人名簿に登録する場合には、同時に、選挙人名簿にその旨を表示しなければならないこととした。（第二七条第二項関係）

2　同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した一定の者に係る選挙権のみなし規定

日本国民たる年齢満一八年の者で現に住所を有する市町村を包括する都道府県の区域内の他の市町村の区域内に引き続き三箇月以上住所を有し、かつ、当該他の市町村の区域内から引き続き現に住所を有する市町村の区域内に住所を移したもののうち、当該市町村の区域内に引き続き住所を有する期間が三箇月に満たないものは、当該都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有するものとみなすこととした。（第九条第六項関係）

3　施行期日等

㈠　この法律は、公職選挙法等の一部を改正する法律（平成二七年法律第四三号）の施行の日から施行することとした。

㈡　1は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）に係る選挙時登録から適用することとした。

㈢　2は、この法律の施行日後初めてその期日を公示される国政選挙（衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙）の公示日以後に告示される都道府県の議会の議員又は長の選挙から適用することとした。

◇児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令（政令第三四号）（厚生労働省）

一　児童福祉法施行令の一部改正関係

1　指定保育士養成施設の指定権限等が厚生労働大臣から都道府県知事に移譲されることに伴い、指定を受けようとする際に提出する申請書の提出先、当該申請書の記載事項変更の届出先等について、厚生労働大臣から都道府県知事に変更することとした。（第五条関係）

2　都道府県の事務のうち児童相談所設置市が処理する事務から、指定保育士養成施設の指定等を除くこととした。（第四五条の三関係）

二　地方自治法施行令の一部改正関係

都道府県の事務のうち指定都市及び中核市が処理する事務から、指定保育士養成施設の指定等を除くこととした。（第一七四条の二六及び第一七四条の四九の二関係）

三　この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二八年三月三一日）から施行することとした。

◇地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三五号）

（厚生労働省）

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二六年法律第五一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成二八年三月三一日とすることとした。